

令和6年4月21日執行
長与町長選挙
長与町議会議員再選挙

選挙公営の手引
(自動車、ビラ及びポスター)

長与町選挙管理委員会

はじめに

長与町長選挙及び長与町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ポスターの作成に係る経費は、一定の条件の範囲内で公費負担の対象となり、これらの経費の支払については様々な手続が定められています。

この手引きは、公費負担の適用を受ける際に行わなければならない手続について記述したものです。

なお、法令等の用語について、次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

(凡例)

法　：公職選挙法(昭和25年法律第100号)

条　例：長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年長与町条例第4号)

町　長：長与町長

町議会：長与町議会

町選管：長与町選挙管理委員会

目次

1	選挙公営制度とは	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
5	手続き	3
6	収支報告と選挙公営	4
7	契約変更	4
8	公費負担の考え方	5
9	無投票となった場合の取扱い	5
10	選挙運動用自動車の使用の公費負担	6
	(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約	6
	(2) その他の契約（個別契約）	7
	ア 自動車の借入れ	7
	イ 自動車の燃料の供給	8
	ウ 自動車の運転手の雇用	10
11	選挙運動用ビラの作成の公費負担	11
12	選挙運動用ポスターの作成の公費負担	13
	[契約見本]	15

1 選挙公営制度とは

立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的とし、国や地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を公費で負担する制度です。

それぞれの公営の種類により、個々の契約ごとや候補者1人当たりについて、限度額が定められており、限度額を超える経費は自己負担となります。

なお、無償の場合は公費負担の対象とはなりません。

2 公費負担の種類

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者は、公費負担の対象とはならず、費用はすべて自己負担となります。

【供託物の没収について】

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます）に達しないときとされ、下記の計算式により算出します。

また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

- ・町長選挙：有効投票の総数×1／10
 - ・町議会議員選挙：有効投票の総数／議員定数×1／10
- ※有効投票の総数：各候補者の得票数をすべて加えた数

(例) 有効投票の総数が20,000票の場合

区分	定数	供託物没収点
町長選挙	1人	2,000
町議会議員選挙	16人	125

※上記供託物没収点はあくまで参考となります。

4 公費負担の限度額

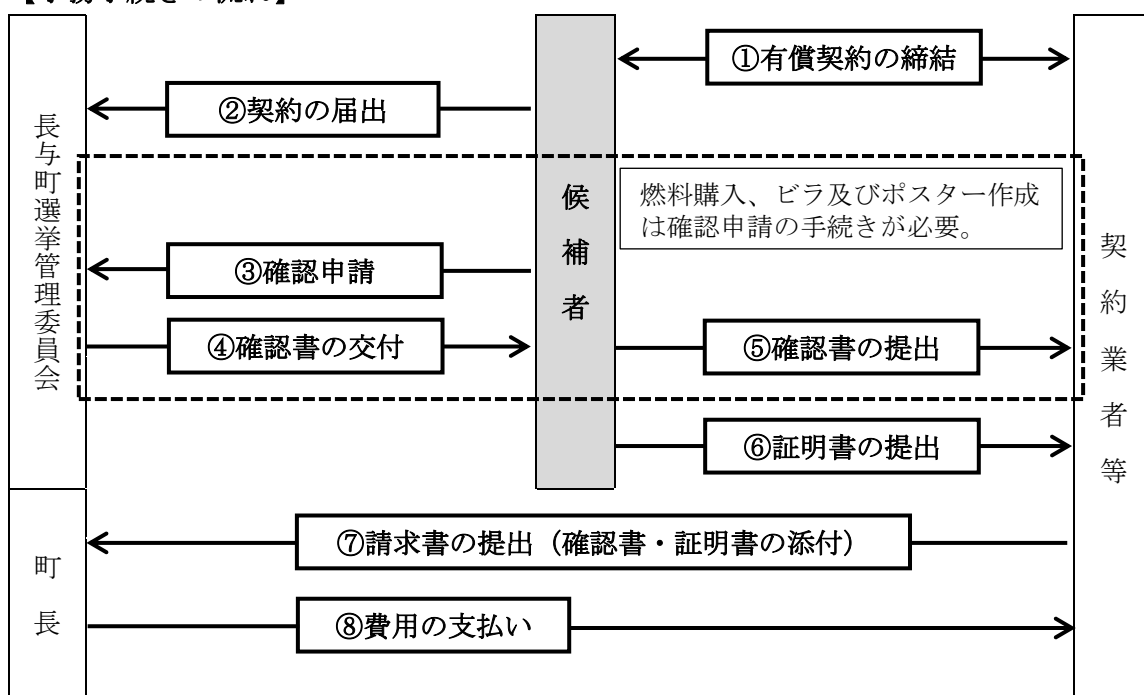
		公費負担の対象	公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用	①一般乗用旅客自動車運送事業者との契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（1日につき1台に限る）	1日64,500円×5日＝ 322,500円	
	②その他の契約（個別契約）	ア自動車借入契約	選挙運動用自動車の借入に係る代金の合計金額（1日につき1台に限る）	1日16,100円×5日＝ 80,500円
		イ燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日7,700円×5日＝ 38,500円 ※車両の借上費用等の場合とは異なり、1日あたりの金額に上限はありません。
		ウ運転手雇用契約	選挙運動用自動車の運転手に係る報酬の合計金額（1日につき1人に限る）	1日12,500円×5日＝ 62,500円
			①の契約と②の契約は選択	
ビラの作成	作成単価に作成枚数を乗じた金額 ※作成単価及び作成枚数に限度があります。		<p>●町長選挙 単価の限度額 7円73銭 限度枚数 5,000枚 【限度額】 7円73銭×5,000枚＝38,650円</p> <p>●町議会議員選挙 単価の限度額 7円73銭 限度枚数 1,600枚 【限度額】 7円73銭×1,600枚＝12,368円</p>	
ポスターの作成	作成単価に作成枚数を乗じた金額 ※作成単価及び作成枚数に限度があります。		<p>単価の限度額 2,968円 限度枚数 68枚（ポスター掲示場数） 【限度額】 2,968円×68か所＝201,824円</p> <p>単価の限度額の計算式 $\frac{541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 165,000円}{\text{ポスター掲示場数}}$</p>	

5 手続き

公費負担が適用される場合は、町長は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには一定の書類が必要ですので、必ず所定の手続をしなければなりません。

種 別		提出期日等	提出先等
① 有償契約の締結			候補者⇄業者等
② 各種契約 届出書	立候補の届出前の契約	立候補届出後直ちに	候補者→町選管
	立候補の届出後の契約	契約締結後直ちに	
③ 各種確認申請書		契約の届出と同時に	候補者→町選管
④ 各種確認書（燃料・ビラ・ポスター）		上記②の申請後直ちに	町選管→候補者
⑤ 上記④の確認書を候補者が受領後、直ちに業者等に原本交付			候補者→業者等
⑥ 各種使用 （作成） 証明書	使用証明書 （自動車・燃料・運転手）	契約履行後直ちに （選挙期日又は前日）	候補者→業者等
	作成証明書 （ビラ・ポスター）	納品後直ちに	
⑦ 請求書		5月21日（火）まで （選挙期日後速やかに）	業者等→町長

【事務手続きの流れ】



【選挙公営関係様式集一覧】

項目		契約の届出	確認申請	確認書の交付	証明書の交付	請求書	請求内訳書	
選挙運動 自動車 の使用	①一般乗用旅客自動車運送事業者との契約	様式第1号	不要	不要	様式第10号 (その1)	様式第13号	様式第13号 (別紙)その1	
	②その他の契約 (個別契約)		ア 自動車借入契約		様式第10号 (その1)		様式第13号 (別紙) その2(1)	
			イ 燃料供給契約	様式第4号	様式第7号		様式第10号 (その2)	様式第13号 (別紙) その2(2)
			ウ 運転手雇用契約	不要	不要		様式第10号 (その3)	様式第13号 (別紙) その2(3)
ビラの作成		様式第2号	様式第5号	様式第8号	様式第11号	様式第14号	様式第14号 (別紙)	
ポスターの作成		様式第3号	様式第6号	様式第9号	様式第12号	様式第15号	様式第15号 (別紙)	

6 収支報告と選挙公営

公営により公費負担となった選挙運動用ビラの作成費用及び選挙運動用ポスターの作成費用については、選挙運動費用収支報告書に計上する必要があります。

なお、選挙運動用自動車に関する費用（①一般乗用旅客自動車運送事業者との契約、②その他の契約（自動車借入れ代・燃料代・運転手の報酬））は選挙運動費用とはみなされませんので、選挙運動費用収支報告書への計上は必要ありません。（法197条第2項）

7 契約変更

契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

8 公費負担の考え方

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と候補者1人当たりの限度額の両方が定められています。

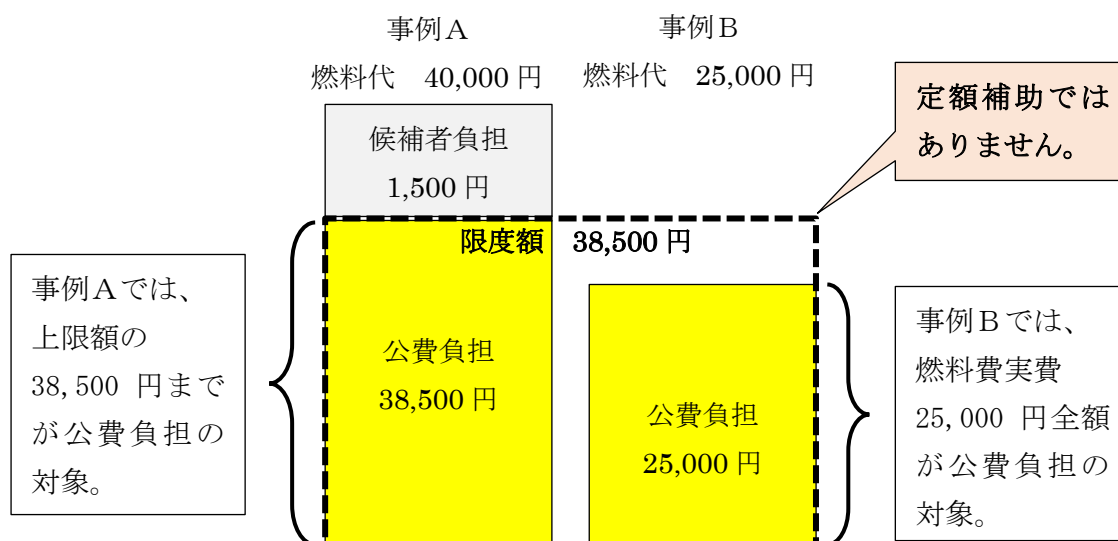
選挙公営による公費負担は、限度額を定額で交付するものではなく、限度額の範囲内で実際に要した費用を交付する制度です。

例えば、選挙運動用ポスター（ポスター掲示場に掲示するポスター）を予備として公費負担限度枚数（ポスター掲示場数）より多く作成した場合は、予備の作成に要した費用は、公費負担の対象とはなりません。

また、選挙運動用ポスター以外のポスター（選挙運動用自動車に掲示するポスター等）は公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

【例】選挙運動用自動車の燃料代（上限額：38,500円）



9 無投票となった場合の取扱い

- (1) 選挙運動用自動車の使用については、告示日1日分のみが公費負担の対象となります。
- (2) 選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成については、投票の有無に関わらず、作成費が公費負担の対象となります。

10 選挙運動用自動車の使用の公費負担

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、それぞれの限度額の範囲内で選挙運動用自動車（以下「自動車」という。）の使用に関し、公費負担の対象となります。

契約の形態には、以下の①、②があります。

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約
- ② その他の契約（個別契約）

なお、同日に両方の契約を締結した場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公費負担の対象となります。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約

道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「運送事業者」という。)と、燃料及び運転手の雇用込みで、自動車を借り入れる有償契約を締結し、自動車を使用するときは1日1台64,500円の範囲内で公費負担となります。(条例第2条)

なお、この契約において1日に2台以上自動車を使用するときは、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。(条例第4条第1号)

手 続	必要書類【様式等】	提出期日等
① 有償契約の締結 (候補者⇄運送事業者)	・選挙運動用自動車使用契約書 (契約に関する書面) [P16参照]	
② ①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	・選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】 [記載例 P1参照] ・①の契約書の写し	立候補の届出後直ちに
③ 使用証明書の交付 (候補者→運送事業者)	・選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号(その1)】 [記載例 P7参照]	契約履行後直ちに (選挙期日又は前日)
④ 請求書の提出 (運送事業者→町長)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 [記載例 P13参照] ・請求内訳書 【(別紙)その1】 [記載例 P14参照] ・③の使用証明書	5月21日(火)まで (選挙期日後速やかに)
⑤ 費用の支払い (町長→運送事業者)		

※ 有償契約を立候補届出の後に締結した場合は、契約締結後直ちに②の契約届出書を提出してください。

(2) その他の契約(個別契約)

一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の有償契約を個別に締結し、自動車の借入れ、燃料の供給を受けるとき、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の限度額の範囲内で公費負担となります。(条例第4条)

なお、候補者と生計を一にする親族(当該契約に係る業務を業として行う者を除く。)と契約する場合は、公費負担となりません。(条例第3条)

ア 自動車の借入れ

有償契約を締結し、自動車を借り入れるときは、1日1台16,100円の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。

なお、1日に2台以上自動車を借り入れるときは、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。(条例第4条第2号ア)

手 続	必要書類【様式等】	提出期日等
① 有償契約の締結 (候補者⇔借入業者等)	・選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面) [P17参照]	
② ①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	・選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】 [記載例 P1参照] ・①の契約書の写し	立候補の届出後直ちに
③ 使用証明書の交付 (候補者→借入業者等)	・選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号(その1)】 [記載例 P8参照]	契約履行後直ちに (選挙期日又は前日)
④ 請求書の提出 (借入業者等→町長)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 [記載例 P13参照] ・請求内訳書 【(別紙) その2(1)】 [記載例 P15参照] ・③の使用証明書	5月21日(火)まで (選挙期日後速やかに)
⑤ 費用の支払い (町長→借入業者等)		

※ 有償契約を立候補届出の後に締結した場合は、契約締結後直ちに②の契約届出書を提出してください。

イ 自動車の燃料の供給

自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,700円を乗じて得た額の範囲内で燃料代が公費負担となります。(条例第4条第2号イ)

手 続	必要書類【様式等】	提出期日等
① 有償契約の締結 (候補者⇄燃料供給業者)	・選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面) [P18参照]	
② ①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	・選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】 [記載例 P1参照] ・①の契約書の写し	立候補の届出後直ちに
③ 確認申請書の提出 (候補者→町選管)	・選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】 [記載例 P4参照] ・給油伝票の写し	選挙期日後直ちに
④ 確認書の交付 (町選管→候補者)	・選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	申請後直ちに
⑤ 確認書の提出 (候補者→燃料供給業者)	・④の確認書	確認書の受領後直ちに
⑥ 使用証明書の交付 (候補者→燃料供給業者)	・選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号(その2)】 [記載例 P9参照] ・給油伝票の写し	契約履行後直ちに (選挙期日又は前日)
⑦ 請求書の提出 (燃料供給業者→町長)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 [記載例 P13参照] ・請求内訳書 【(別紙)その2(2)】 [記載例 P16参照] ・④の確認書 ・⑥の使用証明書 ・給油伝票の写し	5月21日(火)まで (選挙期日後速やかに)
⑧ 費用の支払い (町長→燃料供給業者)		

※ 有償契約を立候補届出の後に締結した場合は、契約締結後直ちに②の契約届出書を提出してください。

※ 燃料金額の確認は、燃料代金の累積額が条例で定めた限度額の範囲内であることを確認するためのものです。公費負担の額は、この確認した金額の範囲内に限られます。

[参考]給油伝票の写し

・次に掲げる事項が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し

ア 燃料の供給を受けた日付

イ 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字

ウ 燃料供給量

エ 燃料供給金額

[様式例]

納品書			
●● ●● 様		株式会社 □□□□	
長与町●●郷△△番地		電話 095-○○○-○○○○	
	登録番号		日付
	長崎●●わ●●●●		令和●年●月●日
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	30.0ℓ	150円	4,500円

ウ 自動車の運転手の雇用

自動車の運転手の雇用に関する有償契約を締結し、運転手を雇用するときは、1日1人12,500円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。

なお、この契約で1日に2人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか1人を指定しなければなりません。(条例第4条第2号ウ)

手 続	必要書類【様式等】	提出期日等
① 有償契約の締結 (候補者⇄運転手)	・選挙運動用自動車運転手契約書 (契約に関する書面) [P19参照]	
② ①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	・選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】 [記載例 P1参照] ・①の契約書の写し	立候補の届出後直ちに
③ 使用証明書の交付 (候補者→運転手)	・選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号(その3)】 [記載例 P10参照]	契約履行後直ちに (選挙期日又は前日)
④ 請求書の提出 (運転手→町長)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 [記載例 P13参照] ・請求内訳書 【(別紙)その2(3)】 [記載例 P17参照] ・③の使用証明書	5月21日(火)まで (選挙期日後速やかに)
⑤ 費用の支払い (町長→運転手)		

※ 有償契約を立候補届出の後に締結した場合は、契約締結後直ちに②の契約届出書を提出してください。

1.1 選挙運動用ビラの作成の公費負担

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、候補者がビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の限度額の範囲内で公費負担となります。（条例第6条）

なお、作成単価及び作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度があります。

公費負担の対象	①単価の限度額	②作成枚数の限度	公費負担の限度額
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭	・町長選挙 5,000枚 ・町議会議員 1,600枚	・町長選挙 38,650円 ・町議会議員 12,368円

《公費負担の対象の計算例》

【例1】町長選挙運動用ビラ5,000枚（町議会議員選挙運動用ビラ1,600枚）の作成を単価10円で契約した場合

この場合、作成枚数は限度以内ですが、作成単価が限度額（7円73銭）を超えているため、公費負担は以下の額となります。

・町長選挙

$$7円73銭 \times 5,000枚 = 38,650円$$

この額を超える分11,350円は候補者の負担となります。

・町議会議員選挙

$$7円73銭 \times 1,600枚 = 12,368円$$

この額を超える分3,632円は候補者の負担となります。

【例2】町長選挙運動用ビラ6,000枚（町議会議員選挙運動用ビラ2,000枚）の作成を単価6円で契約した場合

実際の経費は、限度額の範囲内であるが、作成枚数が限度を超えているため、公費負担は以下の額となります。

・町長選挙

$$[実際にかった経費] 6円 \times 6,000枚 = 36,000円$$

$$[公費負担額] 6円 \times 5,000枚 = 30,000円$$

$$\bullet \text{候補者の負担} 6,000円$$

・町議会議員選挙

$$[実際にかった経費] 6円 \times 2,000枚 = 12,000円$$

$$[公費負担額] 6円 \times 1,600枚 = 9,600円$$

$$\bullet \text{候補者の負担} 2,400円$$

手 続	必要書類【様式等】	提出期日等
① 有償契約の締結 (候補者⇄ビラ作成業者)	・選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面) [P20参照]	
② ①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	・選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】 [記載例 P2参照] ・①の契約書の写し	立候補の届出後直ちに
③ 確認申請書の提出 (候補者→町選管)	・選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】 [記載例 P5参照]	契約の届出と同時に
④ 確認書の交付 (町選管→候補者)	・選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	申請後直ちに
⑤ 確認書の提出 (候補者→ビラ作成業者)	・④の確認書	確認書の受領後直ちに
⑥ 作成証明書の交付 (候補者→ビラ作成業者)	・選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】 [記載例 P11参照]	納品後直ちに
⑦ 請求書の提出 (ビラ作成業者→町長)	・請求書 (選挙運動用ビラの作成) 【様式第14号】 [記載例 P18参照] ・請求内訳書 【(別紙)】 [記載例 P19参照] ・④の確認書 ・⑥の作成証明書	5月21日 (火) まで (選挙期日後速やかに)
⑧ 費用の支払い (町長→ビラ作成業者)		

※ 有償契約を立候補届出の後に締結した場合は、契約締結後直ちに②の契約届出書を提出してください。

1.2 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、候補者がポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の限度額の範囲内で公費負担となります。(条例第9条)

なお、作成単価及び作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度があります。

公費負担の対象	①単価の限度額	②作成枚数の限度
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	$\frac{541円31銭 \times 68枚 + 165,000円}{68枚}$ (ポスター掲示場数) = 2,968円	68枚 (ポスター掲示場数)

【限度額】 $2,968円 \times 68枚 = 201,824円$

《公費負担の対象の計算例》

【例1】選挙運動用ポスター68枚の作成を単価3,500円で契約した場合

この場合、作成枚数は限度以内ですが、作成単価が限度額(2,968円)を超えているため、公費負担は以下の額となります。

$2,968円 \times 68枚 = 201,824円$

この額を超える分36,176円は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター100枚の作成を単価2,000円で契約した場合

実際の経費は、 $2,000円 \times 100枚 = 200,000円$ となり、限度額の範囲内であるが、作成枚数が限度枚数を超えているため、公費負担は以下の額となります。

$2,000円 \times 68枚 = 136,000円$

この額を超える分64,000円は候補者の負担になります。

手 続	必要書類【様式等】	提出期日等
① 有償契約の締結 (候補者⇔ポスター作成業者)	・選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面) [P21参照]	
② ①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	・選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】 [記載例 P3参照] ・①の契約書の写し	立候補の届出後直ちに
③ 確認申請書の提出 (候補者→町選管)	・選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】 [記載例 P6参照]	契約の届出と同時に
④ 確認書の交付 (町選管→候補者)	・選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	申請後直ちに
⑤ 確認書の提出 (候補者→ポスター作成業者)	・④の確認書	確認書の受領後直ちに
⑥ 作成証明書の交付 (候補者→ポスター作成業者)	・選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】 [記載例 P12参照]	納品後直ちに
⑦ 請求書の提出 (ポスター作成業者→町長)	・請求書 (選挙運動用ポスターの作成) 【様式第15号】 [記載例 P20参照] ・請求内訳書 【(別紙)】 [記載例 P21参照] ・④の確認書 ・⑥の作成証明書	5月21日 (火) まで (選挙期日後速やかに)
⑧ 費用の支払い (町長→ポスター作成業者)		

※ 有償契約を立候補届出の後に締結した場合は、契約締結後直ちに②の契約届出書を提出してください。

契 約 見 本

選挙運動用自動車使用契約書

長与町 選挙候補者 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び自動車登録番号

3 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 日間

4 契約金額 金 円 (消費税を含む)
(内訳 1日につき 円 (税込) × 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、長与町議会議員選挙及び長与町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき長与町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が長与町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長与町 選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車賃貸借契約書

長与町 選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

3 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 日間

4 契約金額 金 円 (消費税を含む)
(内訳 1日につき 円 (税込) × 日間)

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき長与町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が長与町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長与町 選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書

長与町 選挙候補者 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

1 業務目的

公職選挙法に基づき選挙運動のために使用する自動車に燃料を供給するため。

2 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

3 供給場所

所在地
名称

4 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 日間

5 単 価 単位1リットル当たり 円 (税込)

6 契約金額 期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき長与町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が長与町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長与町 選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車運転手契約書

長与町 選挙候補者 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

1 業務目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 運転する車の車種及び登録番号

3 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 日間

4 契約金額 金 円 (消費税を含む)
(内訳 1日につき 円 (税込) × 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき長与町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が長与町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長与町 選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用ビラ作成契約書

長与町 選挙候補者 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

1 品 名

公職選挙法に規定する選挙運動用ビラ

2 作成枚数 枚

3 契約金額 金 円 (消費税を含む) (単価 円 銭× 枚)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき長与町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が長与町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長与町 選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用ポスター作成契約書

長与町 選挙候補者 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

1 品 名

公職選挙法に規定する選挙運動用ポスター

2 作成枚数 枚

3 契約金額 金 円 (消費税を含む) (単価 円 銭× 枚)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき長与町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が長与町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長与町 選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車使用契約書【記載例】

長与町「長」又は「議会議員」選挙候補者 戸籍名（※通称名不可）（以下「甲」という。）と 株式会社●●●● 代表取締役 岡 太郎（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び自動車登録番号

普通乗用自動車 長崎 300 な 12-34

3 契約期間 令和●●年●●月●●日 から 令和●●年●●月●●日 までの 5日間

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで（選挙運動期間を記載）

4 契約金額 金 2,500,000 円（消費税を含む）

（内訳 1日につき 500,000 円（税込）× 5日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、長与町議会議員選挙及び長与町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき長与町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が長与町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日 **※契約は告示日前でも可**

甲 長与町「長」又は「議会議員」選挙候補者
住 所 長与町●●郷●●番地 ※立候補者届出と一致
氏 名 戸籍名を記載 ※立候補者届出と一致 ㊟

乙 住 所 長与町岡郷●番地
名 称 株式会社●●●● （個人の場合は個人名）
代表者 （法人の場合）代表取締役 岡 太郎 ㊟

選挙運動用自動車賃貸借契約書【記載例】

長与町「長」又は「議会議員」選挙候補者 戸籍名（※通称名不可）（以下「甲」という。）と 株式会社●●●● 代表取締役 本川内 二郎（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

普通乗用自動車 長崎 300 な 12-34

3 契約期間 令和●●年●●月●●日 から 令和●●年●●月●●日 までの 5日間

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで（選挙運動期間を記載）

4 契約金額 金 50,000 円（消費税を含む）

（内訳 1日につき 10,000 円（税込）× 5日間）

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき長与町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が長与町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日 **※契約は告示日前でも可**

甲 長与町「長」又は「議会議員」選挙候補者
住 所 長与町●●郷●●番地 ※立候補者届出と一致
氏 名 戸籍名を記載 ※立候補者届出と一致 ㊟

乙 住 所 長与町本川内郷●番地
名 称 株式会社●●●● （個人の場合は個人名）
代表者 （法人の場合）代表取締役 本川内 二郎 ㊟

選挙運動用自動車燃料供給契約書【記載例】

長与町「長」又は「議会議員」選挙候補者 戸籍名（※通称名不可）（以下「甲」という。）と 株式会社●●●● 代表取締役 丸田 花子（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

1 業務目的

公職選挙法に定める選挙運動のために使用する自動車に燃料を供給するため。

2 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

普通乗用自動車 長崎 300 な 12-34

3 供給場所

所在地 長与町丸田郷●番地

名称 株式会社●●●●

4 契約期間 令和●●年●●月●●日 から 令和●●年●●月●●日 までの 5日間

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで（選挙運動期間を記載）

5 単 価 単位1リットル当たり 1.5.0円（税込）

6 契約金額 期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき長与町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が長与町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日 ※契約は告示日前でも可

甲 長与町「長」又は「議会議員」選挙候補者

住 所 長与町●●郷●●番地 ※立候補者届出と一致

氏 名 戸籍名を記載 ※立候補者届出と一致 ㊟

乙 住 所 長与町丸田郷●番地

名 称 株式会社●●●● （個人の場合は個人名）

代表者 （法人の場合）代表取締役 丸田 花子 ㊟

選挙運動用自動車運転手契約書【記載例】

長与町「長」又は「議会議員」選挙候補者 戸籍名（※通称名不可）（以下「甲」という。）と 平木場 三郎（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

1 業務目的

公職選挙法に定める選挙運転用自動車の運転するため。

2 運転する車の車種及び登録番号

普通乗用自動車 長崎 300 な 12-34

3 契約期間 令和●●年●●月●●日 から 令和●●年●●月●●日 までの 5日間

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで（選挙運動期間を記載）

4 契約金額 金 62,500 円（消費税を含む）

（内訳 1日につき 12,500 円（税込）× 5日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき長与町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が長与町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日 **※契約は告示日前でも可**

甲 長与町「長」又は「議会議員」選挙候補者
住 所 長与町●●郷●●番地 ※立候補者届出と一致
氏 名 戸籍名を記載 ※立候補者届出と一致 ㊟

乙 住 所 長与町平木場郷●番地
名 称 平木場 三郎 ㊟
代表者

選挙運動用ビラ作成契約書【記載例】

長与町「長」又は「議会議員」選挙候補者 戸籍名（※通称名不可）（以下「甲」という。）と 有限会社●●印刷 取締役 三根 四郎（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

1 品 名

公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

2 作成枚数 1,600 枚

3 契約金額 金 16,000 円（消費税を含む） （単価 10円00銭 × 1,600枚）

4 納入期限 令和●●年●●月●●日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき長与町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が長与町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日 **※契約は告示日前でも可**

甲 長与町「長」又は「議会議員」選挙候補者
住 所 長与町●●郷●●番地 ※立候補者届出と一致
氏 名 戸籍名を記載 ※立候補者届出と一致 ④

乙 住 所 長与町三根郷●番地
名 称 有限会社●●印刷（個人の場合は個人名）
代表者 （法人の場合）取締役 三根 四郎 ④

選挙運動用ポスター作成契約書【記載例】

長与町「長」又は「議会議員」選挙候補者 戸籍名（※通称名不可）（以下「甲」という。）と 有限会社●●印刷 取締役 三根 四郎（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

1 品 名

公職選挙法に規定する選挙運動用ポスター

2 作成枚数 6.8 枚

3 契約金額 金 1,36,000 円（消費税を含む） （単価 2,000円00銭×6.8枚）

4 納入期限 令和●●年●●月●●日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき長与町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が長与町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により長与町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日 **※契約は告示日前でも可**

甲 長与町「長」又は「議会議員」選挙候補者
住 所 長与町●●郷●●番地 ※立候補者届出と一致
氏 名 戸籍名を記載 ※立候補者届出と一致 ④

乙 住 所 長与町三根郷●番地
名 称 有限会社●●印刷（個人の場合は個人名）
代表者 （法人の場合）取締役 三根 四郎 ④

